

山梨県公報

第二千二百九十二号

平成二十五年

一月二十一日

月 曜 日

目次

告示

保安林の指定施業要件の変更予定(三件)……………二九

公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請……………三〇

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定……………三〇

国土調査の成果の認証……………三一

換地処分の届出……………三一

換地処分の実施……………三一

公共測量の終了……………三一

建築士法に基づく二級建築士免許の取消し……………三一

告示

山梨県告示第十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十五年一月二十一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大月市(国有林。次の図に示す部分に限る。)、大月市(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

大月市(次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び大月市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十五年一月二十一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大月市(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

大月市(次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び大月市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第二十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十五年一月二十一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大月市（次の図に示す部分に限る。）
 - 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 次森林については、主伐は、択伐による。
大月市（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び大月市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があつた。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年一月二十一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 申請のあつた年月日 平成二十五年一月十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人富士吉田総合型地域スポーツクラブ
 - 2 代表者の氏名 勝俣 進
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県富士吉田市上吉田六千二百番地富士吉田市鐘山スポーツセンター体育館内
- 4 定款に記載された目的

この法人は、市民のスポーツ振興と市民の健康維持・増進への寄与を基本とし、幼児から高齢者までさまざまな社会生活を営むスタイルへのスポーツ活動の提供、またスポーツ活動を通じて地域コミュニティを形成する核となるスポーツクラブを
目指し、健康で明るく豊かな生活の実現に資することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十五年一月十五日から同年三月十四日まで

● 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定
介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項、第四十六条第一項及び第五十三条第一項の規定により、次の者を指定居宅サービス事業者等として指定した。

平成二十五年一月二十一日

山梨県知事 横 内 正 明

名 称	所 在 地	介護保険 事業所番号	サービスの種類	指定年月日
大國デイサービスセンター	山梨県甲府市 後屋町二百七番地	一九七〇一〇 〇四〇八	介護予防通所介護	平成二十四年 十二月一日
こころ居宅介護支援事業所	山梨県甲府市 中央三丁目四番十一号	一九七〇二〇 三六〇〇	居宅介護支援	
全労済在宅介護サービスセンター山梨	山梨県甲府市 丸の内三丁目二十九番十一号	一九七〇一〇 三六一八	介護予防訪問介護 訪問介護 居宅介護 支援	
デイサービス ひまわり	山梨県富士吉 田市下吉田二 丁目十番八号	一九七二二〇 〇五四六	介護予防通所介護	平成二十四年 十二月八日
デイサービス わたぼうし	山梨県甲斐市 西八幡四千二 十七番地一	一九七二七〇 〇五六〇	介護予防通所介護	平成二十四年 十二月十五日

アルファケア 北甲府介護施設	山梨県甲府市 山宮町七百三 番地一	一九七〇一〇 一三五六	介護予防通所介護	平成二十四年 十二月十七日
-------------------	-------------------------	----------------	----------	------------------

● 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成二十五年一月二十一日

一 調査を行った者の名称
山梨県知事 横内正明

二 調査を行った時期
山中湖村

平成十年十月一日から平成二十四年八月三十一日まで

三 成果の名称
地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域
山中湖村山中の一部

五 認証年月日
平成二十五年一月十日

● 換地処分の届出

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定により、北杜市長から換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により、次のとおり公告する。

平成二十五年一月二十一日

一 地区名
山梨県知事 横内正明

二 換地処分をした年月日
県単企業的農業経営推進支援モデル事業江草地区

平成二十五年一月九日

三 換地処分をした土地の権利者数
十七人

● 換地処分の実施

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営畑地帯総合整備事業（笛吹川左岸地区八代南第二工区）の換地処分を平成二十五年一月十一日実施した。

平成二十五年一月二十一日

山梨県知事 横内正明

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、平成二十五年一月八日付けで甲府河川国道事務所から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成二十五年一月二十一日

一 作業種類
公共測量（平成二十四年度富士北麓測量）
山梨県知事 横内正明

二 作業期間
平成二十四年五月二十一日から平成二十四年十二月十日まで

三 作業地域
富士吉田市及び南都留郡山中湖村

● 建築士法に基づく二級建築士免許の取消し

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定により、二級建築士免許を取り消したので、同条第二項の規定により、次のとおり公告する。

平成二十五年一月二十一日

山梨県知事 横内正明

一 免許の取消しをした年月日
平成二十五年一月十一日

二 免許の取消しを受けた建築士の氏名
岩佐進

三 建築士の別及び登録番号
二級建築士 梨第一六〇〇号

四 免許の取消しの理由
建築士法第八条の二第三号の規定による届出があったため

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニ子印刷 甲府市北口二丁目六番